

社会福祉法人すぎのこ福社会 評議員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人すぎのこ福社会（以下「本会」という。）の定款第9条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償について定めるものである。

(報酬)

- 第2条 評議員がその職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額5,000円を支給する。
- 2 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命をうけて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、報酬は時給2,000円、交通費は実費を支払うことができる。

(旅費等)

- 第3条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、実費弁償費日額5,000円を支給することができる。
- 2 交通費の実費が、実費弁償の額を超える場合には、その実費とすることができる。
- 3 評議員が、法人業務のための出張等により宿泊、日帰り出張等の場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費（日額）	報酬（日額）	そ の 他
実 費	15,000円	5,000円	実 費
実 費		5,000円	実 費

(報酬等の支給方法)

- 第4条 報酬等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人が指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月15日より施行する。ただし、平成29年4月1日より適用する。